



10月21日(月)～27日(日)は行政相談週間です

問い合わせ 総務課 0537(8)1132

相談員は身近な相談相手です

雇用、年金、登記、河川、道路など国の仕事やその手続き、サービスについて「困っていることがある」「こうしてほしい」「どこに相談していいか分からない」といったことはありませんか。

このような行政に関する住民の皆さんの苦情や要望、問い合わせなどを聞き、解決を図るのが「行政相談」です。

行政相談を申し出る際、皆さんの身近な窓口になるのが「行政相談委員」です。行政相談委員は、総務大臣から委嘱されている民間のボランティアです。相談は無料で、秘密は厳守されます。お気軽にご相談ください。

なお、行政の仕事と関わりのない個人的な問題(家庭内のもめごと、隣の民有地との境界争いなど)は行政相談の対象になりません。

市の行政相談委員

相談日以外にも随時相談を受け付けていますので、お気軽にお電話ください。



御前崎地区
大澤 幸子さん
0548(6)2141



浜岡地区
山本 節子さん
0537(8)4525

行政相談日

10月21日(月)13時30分～15時
ふれあい福祉センター
「なごみ」1階相談室

10月22日(火)13時30分～15時
浜岡福祉会館相談室

【照会】静岡行政評価事務所

〒420-0853

静岡市葵区追手町9-50
(静岡地方合同庁舎5階)

【ナビダイヤル】

0570-090110

TEL 054(254)1100

FAX 054(254)6513

※インターネットによる相談も受け付けています。

http://www.soumu.go.jp/m
ain_sosiki/nyouka/soud
an.html



はかりの定期検査を実施します

問い合わせ 商工観光課 0537(8)1135

定期検査の対象となるはかり

- ① 商店や工場などで取引に使うはかり
- ② 薬局などで薬剤調合用に使うはかり
- ③ 荷物運送業などで荷物の料金を決めるために使うはかり
- ④ 茶、干し椎茸などを販売するために使うはかり
- ⑤ 学校、病院などで健康診断書の作成のために使うはかり

対象者への通知

はかりの定期検査受給者には検査日の約1週間前に「計量器定期検査通知書(はがき)」が送付されます。

所定場所定期検査

前回、所定場所検査を受けられた方には、商工観光課から所定場所定期検査申請書を送付します。内容等を確認の上、申請者の印を押して商工観光課へ返送してください。

検査の日は10日前までに、計量協会から文書

で通知があります。新規に希望する方は、「所定場所定期検査申請書」を計量協会へ提出してください。



◆検査日程

検査日	検査時間	検査場所
10月7日(月)	13:00～16:00	朝比奈公民館
10月8日(火)	10:00～16:00	教育会館(御前崎支所)
10月9日(水)	10:00～16:00	教育会館(御前崎支所)
10月10日(木)	10:00～16:00	池新田公民館
10月11日(金)	10:00～14:00	池新田公民館